

自衛隊統合達第1号

後方地域搜索救助活動の実施に関する訓令（平成11年防衛庁訓令第46号）第16条の規定に基づき、後方地域搜索救助活動の実施に関する達を次のように定める。

平成20年3月25日

統合幕僚長 海将 齋藤 隆

改正 平成25年3月25日 自衛隊統合達第4号

### 後方地域搜索救助活動の実施に関する達

後方地域搜索救助活動の実施に関する達（平成18年自衛隊統合達第7号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この達は、後方地域搜索救助活動の実施に関し、必要な細部の事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この達において、次に掲げる用語の意義は、後方地域搜索救助活動の実施に関する訓令（平成11年防衛庁訓令第46号。以下「搜索救助訓令」という。）に定めるもののほか、次に定めるところによる。

洋上実施部隊指揮官 搜索救助訓令第2条第3号に規定する実施部隊指揮官のうち、海上自衛隊の船舶をもって編成された部隊の長（自衛艦隊司令官の定める部隊の長に限る。）をいう。

（要救難事象ごとの開始及び終了等）

第3条 後方地域搜索救助活動の実施が命令されている場合における、要救難事象ごとの後方地域搜索救助活動の開始及び終了は、搜索救助指揮官の命令による。

分類番号：J-J0-J02

保存期間：30年

2 搜索救助指揮官は、被救助者を関係省庁、米軍等に引き渡し若しくは安全な場所に輸送したとき又は搜索救助の継続が適当でないとは判断したときは、要救難事象ごとの後方地域搜索救助活動の終了を命ずるものとする。

(指揮の特例)

第4条 自衛艦隊司令官は、必要に応じ洋上実施部隊指揮官を指定して、自衛艦隊又は地方隊等から派出された船舶を指揮させることができる。

(搜索救助指揮官等の連携等)

第5条 搜索救助指揮官たる自衛艦隊司令官及び航空総隊司令官は、後方地域搜索救助活動の実施に際し、相互に密接に協力する。

2 実施部隊指揮官は、後方地域搜索救助活動の実施に当たり、他の実施部隊指揮官及び所在部隊等の長と密接に連携する。

(搜索救助管轄区域の調整)

第6条 海上自衛隊に属する実施部隊指揮官が、航空自衛隊に属する区域調整官が置かれている搜索救助管轄区域において後方地域搜索救助活動を行う場合及び航空自衛隊に属する実施部隊指揮官が、海上自衛隊に属する区域調整官が置かれている搜索救助管轄区域において後方地域搜索救助活動を行う場合には、当該実施部隊指揮官は、当該搜索救助管轄区域の区域調整官と必要な調整を行うものとする。

(潜水艦救難の実施)

第7条 消息不明となった潜水艦の搜索又は沈没した潜水艦の乗員の救助は、搜索救助指揮官たる自衛艦隊司令官が実施するものとする。

(報告)

第8条 搜索救助指揮官は、後方地域搜索救助活動が命令された場合、次の各号の報告を実施する。

(1) 後方地域搜索救助活動の実施状況

(2) 後方地域搜索救助活動実施報告

(委任規定等)

第9条 この達に定めるもののほか、後方地域搜索救助活動の実施に関し必要な事項は、自衛隊の航空救難に関する達（平成18年自衛隊統合達第11号）の例による

ことができる。

- 2 自衛艦隊司令官及び航空総隊司令官は必要に応じ、後方地域搜索救助活動の実施に関し必要な細部事項を定めることができる。

附 則

この達は、平成20年3月26日から施行する。

附 則（平成25年3月25日自衛隊統合達第4号）

この達は、平成25年3月26日から施行する。